

意見公募手続制度の制定状況に関する調査について

- 本調査は、地方公共団体における意見公募手続制度の制定状況等について3年に一度調査するもの。
- 都道府県46団体(97.9%)、政令指定都市20団体(100.0%)、中核市43団体(100.0%)、特例市39団体(97.5%)、その他の市区町村854団体(52.1%)が意見公募手続制度を制定済み。

調査内容: 地方公共団体における意見公募手続制度の制定状況を調査

調査時点: 平成27年1月5日 (前回調査: 平成22年10月1日)

調査対象: 都道府県(47団体)、政令指定都市(20団体)、中核市(43団体)、特例市(40団体)、その他市区町村(1,638団体)

地方公共団体における意見公募手続制度の制定状況

(単位: 団体)

	都道府県 (47団体)		政令指定都市 (20団体)		中核市 (43団体)		特例市 (40団体)		その他の 市区町村 (1,638団体)		合計 (1,788団体)	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
制定済	46 (46)	97.9% (97.9%)	20 (19)	100.0% (100.0%)	43 (40)	100.0% (100.0%)	39 (38)	97.5% (92.7%)	854 (735)	52.1% (44.5%)	1,002 (878)	56.0% (48.9%)
検討中	0 (1)	0.0% (2.1%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (3)	0.0% (7.3%)	130 (688)	7.9% (41.7%)	130 (692)	7.3% (38.5%)
予定なし	1 (0)	2.1% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1 (0)	2.5% (0.0%)	654 (227)	39.9% (13.8%)	656 (227)	36.7% (12.6%)

注) 括弧内は前年度調査(平成22年10月1日現在)

意見公募手続制度の制定状況に 関する調査結果

平成 27 年 3 月
総務省自治行政局行政経営支援室

○本調査は、平成27年1月5日現在での意見公募手続制度の制定状況等について調査を行ったものである。

○本調査における集計・整理の都合上、各都道府県等が個別に公表している数値等と一致しない場合がある。

○端数処理の都合上、構成比の合計が100%にならない場合がある。

(1) 制定状況

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		合計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
全団体数	47 (47)	100.0% (100.0%)	20 (19)	100.0% (100.0%)	43 (40)	100.0% (100.0%)	40 (41)	100.0% (100.0%)	1,638 (1,650)	100.0% (100.0%)	1,788 (1,797)	100.0% (100.0%)
制定済	46 (46)	97.9% (97.9%)	20 (19)	100.0% (100.0%)	43 (40)	100.0% (100.0%)	39 (38)	97.5% (92.7%)	854 (735)	52.1% (44.5%)	1,002 (878)	56.0% (48.9%)
検討中	0 (1)	0.0% (2.1%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (3)	0.0% (7.3%)	130 (688)	7.9% (41.7%)	130 (692)	7.3% (38.5%)
予定なし	1 (0)	2.1% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1 (0)	2.5% (0.0%)	654 (227)	39.9% (13.8%)	656 (227)	36.7% (12.6%)

注1) 括弧内は前年度調査(平成22年10月1日現在)

注2) 構成比は、全団体に対する割合

注3) 本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程(意思決定過程)で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

(2) 制定形式

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
条例	4	8.7%	9	45.0%	10	23.3%	18	46.2%	182	21.3%	223	22.3%
規則	0	0.0%	0	0.0%	2	4.7%	2	5.1%	29	3.4%	33	3.3%
その他(要綱、要領、指針等)	44	95.7%	11	55.0%	36	83.7%	23	59.0%	684	80.1%	798	79.6%

注1) 構成比は、制定済団体に対する割合(複数回答あり)

注2) 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答(審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例)

(3) 条例の制定・規定の方法

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
意見公募手続条例	0	0.0%	3	37.5%	4	36.4%	6	33.3%	48	26.4%	61	27.4%
行政手続条例	3	75.0%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	7.1%	18	8.1%
その他の条例	1	25.0%	4	50.0%	7	63.6%	12	66.7%	122	67.0%	146	65.5%

注1) 構成比は、条例制定団体に対する割合(複数回答あり)

(4) 制定を予定していない理由

	都道府県		政令指定都市 中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施しているため	0	0.0%	0	-	0	0.0%	179	27.4%	179	27.3%
必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施しているため	0	0.0%	0	-	1	100.0%	299	45.7%	300	45.7%
既存の仕組み(議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等)により意見聴取を実施しているため	1	100.0%	0	-	0	0.0%	255	39.0%	256	39.0%
制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	0	0.0%	0	-	0	0.0%	96	14.7%	96	14.6%
制度導入による効果が期待できないため	0	0.0%	0	-	0	0.0%	53	8.1%	53	8.1%
他の自治体の導入状況を踏まえて判断したため	0	0.0%	0	-	0	0.0%	279	42.7%	279	42.5%
その他	0	0.0%	0	-	0	0.0%	5	0.8%	5	0.8%

注1) 構成比は、制定予定なしの団体に対する割合(複数回答あり)

(5)意見公募手続の対象案件

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率
施策に関する方針、指針、計画等の決定又は変更	43	93.5%	19	95.0%	42	97.7%	39	97.5%	831	97.3%	974	97.2%
住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	30	65.2%	9	45.0%	18	41.9%	21	52.5%	388	45.4%	466	46.5%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の基礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	21	45.7%	15	75.0%	17	39.5%	21	52.5%	378	44.3%	452	45.1%
前記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	13	28.3%	11	55.0%	7	16.3%	13	32.5%	251	29.4%	295	29.4%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃	36	78.3%	17	85.0%	39	90.7%	39	97.5%	711	83.3%	842	84.0%
前記以外の条例の制定もしくは改廃	18	39.1%	13	65.0%	20	46.5%	24	60.0%	401	47.0%	476	47.5%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任を受けた規則の制定もしくは改廃	24	52.2%	10	50.0%	15	34.9%	15	37.5%	151	17.7%	215	21.5%
前記以外の規則の制定もしくは改廃	12	26.1%	8	40.0%	6	14.0%	6	15.0%	92	10.8%	124	12.4%
審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要とされる基準)	20	43.5%	8	40.0%	7	16.3%	9	22.5%	48	5.6%	92	9.2%
処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか判断するために必要とされる基準)	20	43.5%	8	40.0%	6	14.0%	9	22.5%	48	5.6%	91	9.1%
行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項)	20	43.5%	9	45.0%	6	14.0%	13	32.5%	63	7.4%	111	11.1%
その他	19	41.3%	4	20.0%	23	53.5%	15	37.5%	287	33.6%	348	34.7%

注1)構成比は、条例制定団体に対する割合(複数回答あり)

(6)告知方法

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
ホームページ	46	100.0%	20	100.0%	43	100.0%	39	100.0%	841	98.5%	989	98.7%
自治体報	18	39.1%	16	80.0%	40	93.0%	37	94.9%	651	76.2%	762	76.0%
新聞広告	14	30.4%	1	5.0%	3	7.0%	0	0.0%	20	2.3%	38	3.8%
その他	30	65.2%	12	60.0%	17	39.5%	16	41.0%	278	32.6%	353	35.2%

注1)構成比は、条例制定団体に対する割合(複数回答あり)

(7)集計方法

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
文書	45	97.8%	20	100.0%	43	100.0%	39	100.0%	845	98.9%	992	99.0%
メール	43	93.5%	17	85.0%	41	95.3%	38	97.4%	830	97.2%	969	96.7%
FAX	45	97.8%	20	100.0%	43	100.0%	39	100.0%	802	93.9%	949	94.7%
オンライン申請システム等	10	21.7%	6	30.0%	16	37.2%	10	25.6%	58	6.8%	100	10.0%
その他	5	10.9%	4	20.0%	2	4.7%	4	10.3%	77	9.0%	92	9.2%

注1)構成比は、条例制定団体に対する割合(複数回答あり)

(8)件数

	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	その他の市区町村	計
実施案件数	985	553	416	304	2,996	5,254
提出意見数	26,975	25,879	8,608	6,981	30,192	98,635

注1)実施案件数は、制定済団体において平成25年度に意見公募手続が実施された案件数の合計

注2)提出意見数は、制定済団体において平成25年度に意見公募手続に対して提出された意見数の合計

(9) 都道府県別制定済団体の割合(政令指定都市を除く市区町村)



